

福島県国土利用計画（第五次）の見直しの概要（案）

第1章 県土利用の現状

県土の特性

- 東北圏と首都圏の結節点
 - ・地理的優位性と交通網の整備進展
- 広大な県土と豊かで多様な自然
- 多極分散型の県土構造
 - ・7つの特色ある生活圏の形成

県土利用をめぐる基本的条件の変化

- 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響
 - ・放射性物質による汚染による影響
 - ・当面震災以前と同様の管理、利用が出来ない土地が発生
- 人口減少と少子高齢化の進行
 - ・見込まれる人口減少と高齢化の進行
 - ・東日本大震災や原子力災害などの影響による、若い世代を中心とした県外への人口流出も懸念
- 産業構造の変化
 - ・第3次産業へのシフト
 - ・東日本大震災や原子力災害などによる被害
 - ・既存の産業の再生、新たな活力の源となる産業の振興が課題
 - ・第1次産業における原子力災害の被害
 - ・第2次産業における再生可能エネルギー・医療関連産業などの分野の新たな産業創出と集積
- 地球環境問題の深刻化
 - ・気候の変動による様々な影響の懸念
 - ・地球温暖化現象による社会に及ぼす影響
- 食料・資源・エネルギー問題の顕在化
 - ・世界的な人口増加、気候変動などによる食料、資源制約の高まり
- 土地利用に対する意識の変化
 - ・土地の有効利用や質的向上へ
 - ・東日本大震災などを踏まえた防災・減災対策の強化

県土利用の現状

- 農用地
 - ・減少傾向は弱まってきているが、依然減少
 - ・遊休化による影響
- 森林
 - ・森林面積はここ数年はほぼ横ばい
 - ・大規模な林地開発の減少
- 宅地
 - ・市街地の拡大と中心市街地の空洞化の進行
- 地震被害、津波による浸水被害
- 原子力災害により、警戒区域などが設定され、当面利用が困難な土地が発生
- 豪雨被害

第1章 県土利用の課題

課題：「持続可能な県土管理」を行うこと

課題に取り組む上で必要な視点

視点1：復旧・復興・再生へ向けた土地利用

- ・東日本大震災や原子力災害からの復旧・再生、安全・安心な生活環境の実現、地域経済の再生、地域社会の再生など、総合的かつ計画的な土地利用
- ・効果的・効率的な除染の推進、風評被害の払拭

視点2：人口減少・土地需要減少局面における土地利用

- ・東日本大震災や原子力災害の影響による県外への人口流出
- ・市街地拡大につながる開発への慎重な対応
- ・低未利用地の有効利用や再利用といった土地の管理の視点の必要性

視点3：県土の安全性の確保

- ・都市への諸機能の集中、農山漁村の土地管理水準の低下
- ・東日本大震災などを踏まえた県土の安全性に対する総合的な取組の必要性
- ・効果的・効率的な除染の推進

視点4：環境負荷の低減

- ・自然環境との調和、環境負荷の低減に配慮
- ・集約型・低炭素型のまちづくり

視点5：自然環境や景観を生かした土地利用

- ・東日本大震災や原子力災害などにより被害のあった地域資源の回復
- ・地域資源を生かした県土利用

視点6：食料・資源・エネルギー問題への対応

- ・食料の安定的供給の確保
- ・資源循環型社会への転換
- (低炭素型のまちづくり、再生可能エネルギー利用など)
- ・復興へ向けた再生可能エネルギーの利活用の推進

視点7：地域における県土管理

- ・農用地や森林などの多面的機能の維持・保全
- ・担い手不足等による土地管理水準の低下への懸念
- ・原子力災害の影響により、土地管理水準のさらなる低下が懸念

視点8：総合的な視点の必要性

- ・広域的な運動性や地目横断的な視点の必要性
- ・個々の土地利用だけでなく、周囲との関係性などを踏まえ、利用のあり方を総合的に考えることが必要

第2章 県土利用の基本構想

基本理念 国土利用計画法第2条の基本理念

- ・県土の復旧・復興・再生に向けた適正かつ合理的な土地利用
- ・公共の福祉の優先・自然環境の保全・地域の諸条件に配意した土地利用
- ・健康で文化的な生活環境の確保・県土の均衡ある発展

基本方針

基本方針1. 復旧・復興・再生のための土地利用

- ・土地需要の量的調整、災害に強い県土づくりなどの土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら推進
- ・特に被害の大きかった地域における復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対して、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用の推進
- ・放射性物質による汚染状況、避難指示の解除などの状況、避難地域の住民の帰還の状況などを注視しながら、的確に対応

基本方針2. 土地需要の量的調整

- ・都市的土地利用については、無秩序な市街地拡大の抑制と土地の有効利用・高度利用の推進
- ・自然的土地利用の都市的土地利用への転換の慎重な対応
- ・津波被災地域などの復興特区を活用した土地利用の再編における円滑かつ迅速な実施

基本方針3. 土地利用の質的向上

- (1) 災害に強い県土づくり
 - ・災害に対する地域特性を踏まえた適正な土地利用
 - ・防災と減災の観点から、県土の安全性を総合的に高める取組
 - ・津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸防災林などを組み合わせた多重防護による総合防災力の向上を図る取組
- (2) 循環と共生を重視した県土利用
 - ・流域における水循環と土地利用の調和、森林整備、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、低炭素型まちづくりの推進など
- (3) 美しくゆとりある県土利用
 - ・ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保
 - ・地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成

基本方針4. 地域の活力を支える土地利用

- ・各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地域の活力の維持・向上を図るための土地利用の推進
- ・交流人口の回復・拡大や地域産業の再生・活性化を図る取組の推進

基本方針5. 県土利用の総合的マネジメントの推進

- ・地域が主体となった土地利用に関する計画の充実
- ・地域における土地の維持管理に、県土利用の質的向上や周辺の地域との調整の視点も踏まえて、地域が主体となった取組
- ・関係機関の連携による推進
- ・原子力災害により当面利用が困難な土地でのマネジメントの推進

基本方向

- ・住宅地などの生活圏、農用地、森林などにおける効果的・効率的な除染の推進
- (1) 地域類型別 ①都市 ②農山漁村 ③自然維持地域
- (2) 利用区分別 ①農用地 ②森林 ③原野 ④水面・河川・水路 ⑤道路
⑥住宅地 ⑦工業用地 ⑧その他の宅地 ⑨公用・公共用施設の用地
⑩低未利用地 ⑪沿岸域

第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標・地域別概要

利用区分ごとの規模の目標

県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位:ha、%)			構成比	
	平成22年	平成32年	22年	32年
農用地	152,238		11.0	
農地	149,883	(減少傾向で推移)	10.9	
採草放牧地	2,355	(減少傾向で推移)	0.2	
森林	970,481	(減少傾向で推移)	70.4	
原野	4,320	(現状水準で推移)	0.3	
水面・河川・水路	45,898	(河川改修により増加を見込む)	3.3	
道路	51,654	(高速交通体系の整備進展、道路改良等により増加を見込む)	3.8	
宅地	48,314		3.5	
住宅地	28,572	(復興需要もあり増加を見込む)	2.1	
工業用地	4,508	(復興需要もあり増加を見込む)	0.3	
その他宅地	15,234	(増加傾向で推移)	1.1	
その他	105,371		7.7	
合計	1,378,276	(港湾整備により増加を見込む)	100.0	
市街地	18,399		1.3	

地域別の概要

- ・県北地域
- ・県中地域
- ・県南地域
- ・会津地域
- ・南会津地域
- ・相双地域
- ・いわき地域

第4章 計画を実現するために必要な措置の概要

地域整備施策の推進

- ・広域的な連携・交流の促進
地域間を結ぶ広域ネットワークの整備、JR常磐線、只見線の復旧物流拠点として福島空港、小名浜港及び相馬港の整備と活用
- ・特色ある地域づくりの促進
- ・地域の活力の向上
企業立地の推進、既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業、医療関連産業などの集積・育成
- ・地域資源を生かした地域産業6次化など、地域産業の再生・活性化

県土利用の総合的マネジメントの推進

- (国土利用計画法等の適切な運用)
- ・土地利用関係法等の適切な運用と土地利用に関する諸計画の充実
- ・土地利用調整計画の策定の推進
(参画と連携による県土管理の推進)
- ・県土の有効利用を担う主体の確保と育成
- ・多様な主体の土地利用への参画と連携
(原子力災害に対応した総合的マネジメント)
- ・地域住民、関係機関等間の情報共有、地域の土地利用の方向性や当面利用が困難な土地の暫定的(緊急的)利用方法などの合意形成

土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進

- ・国土調査、地価調査等の基礎的調査の推進、土地取引件数等の情報の整備

福島県土地利用基本計画の見直しの概要(案)

土地利用の基本方向

- (1) 県土利用の基本方向
 - ①復旧・復興・再生のための土地利用
 - ②土地需要の量的調整
 - ③土地利用の質的向上
 - ④地域の活力を支える土地利用
 - ⑤県土利用の総合的マネジメントの推進
- (2) 地域類型別の土地利用の基本方向
 - ①都市 ②農山漁村 ③自然維持地域
- (3) 土地利用の原則
 - ①都市地域 ②農業地域 ③森林地域 ④自然公園地域 ⑤自然保全地域

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

- (1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
 - ①都市地域と農業地域とが重複する地域
 - ②都市地域と森林地域とが重複する地域
 - ③都市地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ④都市地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ⑤農業地域と森林地域とが重複する地域
 - ⑥農業地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ⑦農業地域と自然保全地域とが重複する地域
 - ⑧森林地域と自然公園地域とが重複する地域
 - ⑨森林地域と自然保全地域とが重複する地域
- (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に関する制度
・防災集団移転による宅地整備等の復興整備事業の円滑かつ迅速な実施

災害に強い県土づくり

- ・災害に対する安全性を高める土地利用
ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策
津波被災地における多重防御による防災力の向上の取組
- ・農用地や森林の持つ機能の向上
- ・災害に強いまちづくりの推進
防災拠点施設やインフラの防災機能の強化

環境の保全と美しくゆとりある県土利用

- ・環境への負荷の少ない土地利用
- ・適正な資源循環の確保
- ・豊かで多様な自然環境の保全
- ・生活環境の保全
- ・健全な水循環の確保
- ・大規模な開発事業への対応
- ・すぐれた景観の保全・形成
- ・損傷を受けた歴史建造物などの復旧、まちなみ景観の再生